



まつさか景観まちづくり通信

まつさか景観まちづくり通信を発行します！

松阪市では、美しく豊かな景観をかけがえのない財産として次の世代へひきつぎ、誇りと愛着の持てる住みよいまちを実現するため、松阪市景観計画を進めています。

そして、歴史的なまちなみが多く残っている地域を重点地区※に指定し、特にまちなみの保全に努めています。しかし、これらの景観は、地区住民の方だけで守り、ひきついでいけるものではなく、市民、事業者、行政が一体となって協力しあうことが必要であると考えています。

この「まつさか景観まちづくり通信」は、地区住民の方々による景観まちづくり活動や取り組みなどを紹介することで、市民の皆さんに美しく豊かな本市の景観や歴史的まちなみにあらためて気づいていただき、「もっともっと松阪市の景観を好きになってほしい」との想いで発行するものです。



中万地区が重点地区に指定されました！

中万地区は、松阪商人「豪商ごうしょうのふるさと」として、富山家、竹口家などを輩出はいしゅつし、今でも江戸時代当時の歴史的な建物が残されています。同地区では、重点地区※の候補に位置づけられたことをきっかけとして、平成23年に「中万まちなみ保存委員会」を立ち上げて、景観まちづくり活動が進められてきました。

その活動のなかでは、中万町公会堂に地区の歴史的な建物や散策コースなどを紹介する案内板を設置したり、地域を流れる櫛田川くしたの川原で約60年前まで開催されていた「中万市ちゅうまいち」を“現代版中万市”として復活させ、まちなみを散策しながら「市」を楽しむ催しを開いてきました。また、風情ある歴史的まちなみを守るため、みんなで生垣の刈りこみをしたり、立派な門を清掃する活動も行ってきました。

これらの活動をとおして、地区のまちなみに愛着が生まれ、将来にひきついでいこうと、たくさんの地区住民の賛同をいただき、令和3年9月に重点地区※として指定されました。



↑ 中万地区
のまちなみ→



中万町公会堂に設置された案内板



中万市のようす

※：重点地区とは：住民と行政が一緒になり、地区の美しいまちなみを守り、「将来にひきついでいくため、市の景観計画に位置づけられた地区」のことをいう。



生垣のまちなみルールを見直しました！

御城番屋敷ってどこにあるか知ってる？



松坂城跡周辺地区では、通り沿いに植えられた^{まきがき}榎垣や武家屋敷の門構えなどが特徴となる、^{かんせい}閑静で緑豊かなまちなみがみられます。

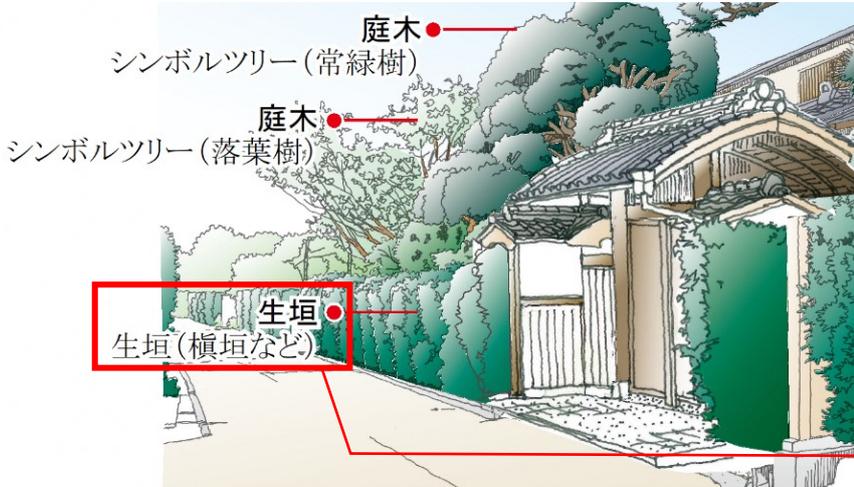
平成26年度には重点地区※に指定され、住民の皆さんと行政が一緒になり、地区のまちなみ保全活動が進められています。

このようななか、歴史的な建物と折り重なるように連なる榎垣のまちなみが、将来にわたって大切に守られるよう、重点地区※のまちなみルールを見直し、榎垣の整備も補助金の対象としましたので、是非ご活用ください。



美しい榎垣が連続するまちなみ

新たに生垣を設ける場合補助対象とします



景観交流会を開催しました！



まちなみ散策コース

中万町公会堂

中万のまちなみ

榎田川堤防

小林邸(内覧)

松阪市では、景観まちづくりに取り組む、住民の皆さんのネットワークづくりを目的として景観交流会を開催しています。

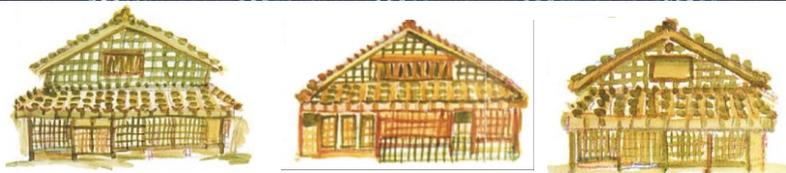
今年度は、新たに重点地区※として指定された中万地区で開催しました。

交流会では、まちなみ散策や、地区を代表する歴史的な建物の小林邸の内覧^{ないらん}をさせていただき、あらためて歴史的なまちなみの魅力を発見することができました。また、意見交換会では、景観まちづくりを進めるにあたり、各地区のまちづくりの活動報告や情報発信の大切さなどについて参加者の皆さんと共有しました。



↑まちなみ散策のようす→





“格子戸のまちなみ” を行灯で演出しました！

市場庄地区は、江戸時代に伊勢参宮の人々の往来で賑わい、農業のかたわら、多くの参詣客を相手に旅籠、煮物売屋、茶屋、みやげ物屋などで生計を立てた街道の集落として発展しました。今でも、当時をしのぶ妻入りと連子格子が美しいまちなみがみられます。

令和3年最後の日となる大晦日には、この歴史的なまちなみを皆さんに知ってもらおうと、地区住民の方々が玄関先などで行灯を灯し、43個ものあかりが、伊勢街道沿いに残る連子格子のまちなみを彩りました。



市場庄地区のまちなみ



連子格子の美しい
まちなみを彩る行灯

景観絵画コンクールと景観絵画展を開催しました！

松阪市では、景観計画の普及啓発と、市内の景観に関心を持っていただくことを目的として、小・中学校の子どもたちを対象に身近な景観を写生していただく「まつさか景観絵画コンクール」を、平成23年度より毎年開催しています。

今年度も867作品の応募をいただき、松阪市文化財センターで開催した景観絵画展では、これらの作品を展示し、入賞者の表彰式を行いました。



松阪市文化財センターで行われた表彰式の様子



最優秀賞の絵画だよ！
どこにあるか
知ってるかな？

最優秀賞に選ばれた3作品

幸小3年 山口 湖子さん
作品名：夏の日の鳥居

幸小6年 山口 大遥さん
作品名：桜と歴史民俗資料館

三重中1年 吉村 瑠璃さん
作品名：八雲神社



重点地区における補助金制度について

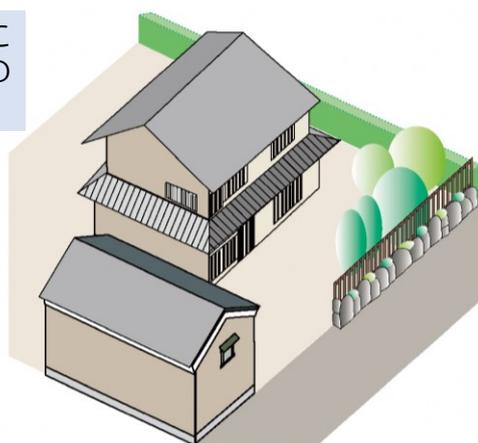
重点地区においては、歴史的まちなみの保全に向け、建築物や工作物の修繕等する場合、まちなみ保全に関する行政支援として、補助金を活用していただけます。詳細は、都市計画課に、お気軽にお問合せください。

歴史的まちなみ修景整備事業補助金制度 (抜粋)

対象	対象行為	補助率	限度額
歴史的建築物	歴史的建築物の外観を景観形成基準（修景基準）に基づき、全体的に保全修理した部分に係る経費	1/2 以下	300 万円
一般建築物	外観を景観形成基準（修景基準）により全体修景した部分に係る経費	1/2 以下	150 万円
部分修景整備	外観を景観形成基準（修景基準）に基づき、歴史的まちなみへ調和させるため部分的に修景整備する経費	1/2 以下	75 万円
駐車場等の外構修景整備	道路沿いの外構（塀、生垣）や工作物（門等）を景観形成基準（修景基準）に基づき、歴史的まちなみへ調和させるため修景整備する経費。（外構のみを整備する場合に適用、同一敷地内で建築物と一体で整備する外構は歴史的建築物及び一般建築物に含まれる）	1/2 以下	45 万円

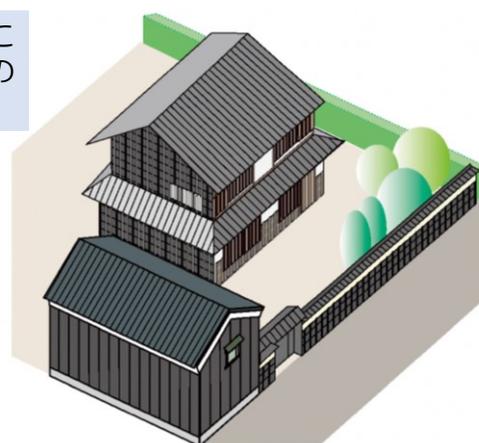
修景前

基本基準による建物のイメージ



修景後(補助金活用後)

修景基準による建物のイメージ



補助金活用

通り本町で修景整備が行われました！

令和3年度に通り本町において、補助金を活用した修景整備が2件行われ、伊勢街道が通る同地区の活性化につながりました。

このように、重点地区では、建築物や工作物の修景整備に対して補助金を交付し、歴史的なまちなみの保全に努め、地域活性化につなげています。



発行：松阪市都市計画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 TEL：0598-53-4166 FAX：0598-26-9118

E-mail：tos.div@city.matsusaka.mie.jp

ホームページ：https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/keikan-matsusaka.html